

年企発第0329003号  
年運発第0329002号  
平成14年3月29日

改正 平成15年3月18日年企発第0318001号  
平成15年5月30日年企発第0530002号  
平成15年12月4日年企発第1204001号  
平成16年3月16日年企発第0316002号  
平成17年3月31日年企発第0331003号  
平成17年9月30日年企発第0930003号  
平成17年10月1日年企発第1001001号  
平成18年3月13日年企発第0313001号  
平成19年3月13日年企発第0313001号  
平成19年9月28日年総発第0928002号・年企発第0928002号  
平成20年3月28日年総発第0328001号・年企発第0328005号  
平成20年9月11日年企発第0911001号  
平成20年12月1日年企発第1201002号  
平成20年12月3日年総発第1203001号・年企発第1203003号  
平成21年3月3日年企発第0303002号  
平成21年7月10日年総発0710第2号・年企発0710第2号  
平成22年9月14日年企発0914第1号  
平成23年3月31日年企発0331第1号  
平成24年1月31日年企発0131第2号  
平成24年7月5日年企発0705第1号  
平成24年9月26日年企発0926第2号  
平成25年10月28日年企発1028第2号  
平成26年3月24日年企発0324第2号  
平成26年12月11日年企発1211第2号  
平成27年9月30日年企発0930第1号  
平成28年4月8日年企発0408第1号  
平成28年6月30日年企発0630第1号  
平成28年8月1日年企発0801第1号  
平成28年12月14日年企発1214第1号

平成29年11月8日年企発1108第1号  
平成30年1月11日年企発0111第1号  
平成30年6月22日年企発0622第1号  
平成31年3月29日年企発0329第3号  
令和元年12月27日年企発1227第1号  
令和2年6月5日年企発0605第1号  
令和2年9月30日年企発0930第4号  
令和2年12月25日年企発1225第12号  
令和3年7月15日年企発0715第1号  
令和3年9月1日年企発0901第1号(未施行)  
令和3年9月27日年企発0927第1号  
令和4年1月21日年企発0121第3号(未施行)  
令和4年12月23日年企発1223第2号  
令和5年10月6日年企発1006第2号

地方厚生(支)局長 殿

厚生労働省年金局  
企業年金国民年金基金課長  
運用指導課長

#### 確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について

確定給付企業年金の指導に当たっては、以下の事項に留意して、適切に取り扱われたい。

##### 1. 確定給付企業年金の実施事業所及び企業年金基金への指導等

確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準を別紙1のとおり定めたので、これに基づいて規約の承認及び認可の事務が速やかに行われるよう、確定給付企業年金を実施する事業主(以下「実施事業主」という。)及び企業年金基金(以下「基金」という。)の関係者に対しても、十分な説明及び適正な指導等を期せ

られたい。

なお、確定給付企業年金は、事業主が従業員と給付の内容を約し、高齢期において従業員がその内容に基づいた給付を受けられるようにすることを目的とする制度であることを踏まえ、その規約の承認又は基金の設立認可の申請を受理する際には、当基準に基づいて労使合意に至るまでの過程を確認することなどにより、規約の内容が労使間で十分に協議したものであることを的確に確認した上で、承認又は認可に係る事務を行うよう十分に留意されたい。

また、確定給付企業年金法施行規則（平成 14 年厚生労働省令第 22 号。以下「規則」という。）第 46 条の 2 第 1 項に規定するリスク対応掛金額等の計算に用いる規則第 43 条第 1 項に規定する財政悪化リスク相当額は、確定給付企業年金法施行規則第四十三条第一項に規定する通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額の算定方法（平成 28 年厚生労働省告示第 412 号。以下「リスク算定告示」という。）第 2 条に基づき算定されるものであるが、そのうちリスク算定告示第 2 条第 2 項及び第 3 項に基づくものについて、別紙 1 の 2 の事項に留意されたい。

## 2. 確定給付企業年金の事業運営基準について

確定給付企業年金の事業運営基準を別紙 2 のとおり定めたので、貴管下の確定給付企業年金の実施事業所の事業主及び基金（以下「事業主等」という。）が、同基準に基づき事業を適正に行うよう、適切に指導されたい。

なお、基金の福祉施設の用に供する建物の所有権の取得登記及び土地の権利の取得登記に係る登録免許税の免除の手続については、別に定める。

## 3. 規約の承認又は基金の設立認可等の申請に関する事項

### (1) 申請書類等

事業主等が規約の承認又は基金の設立認可の申請等を行う場合にあつては、以下により申請するよう指導すること。なお、複数の事業主により規約型企業年金を実施しようとする場合又は実施している場合における規約の承認の申請等については、代表事業主を定め、その代表事業主が行うものであることに留意すること。

① 規約の承認又は基金の設立認可の申請等は、別紙 3 「申請書類一覧」に掲げる書類によること。

② 前記①において、次の書類については、様式 C1 に掲げる書類「年金数理

に関する確認」が添付されていること。

- (ア) 給付の設計の基礎を示した書類（様式 C2 参照）
- (イ) 掛金の計算の基礎を示した書類（様式 C3 参照）
- (ウ) 財政再計算報告書（様式 C4 参照）
- (エ) 終了時の積立金の額並びに最低積立基準額及びその算定基礎を示した書類（終了の承認又は解散の認可の申請時の書類に限る。）（様式 C5 参照）ただし、閉鎖型受託保証型確定給付企業年金の場合は、様式 E2 により作成されたものであること（1. 給付状況の「件数」及び「金額（円）」の欄を斜線とすること。）。

(2) 標準処理期間

前記(1)の承認又は認可の申請等についての標準処理期間は2ヶ月とすることから、当該申請にあたっては、規約の適用日のおおむね2ヶ月前までに行うものであること。

(3) 存続厚生年金基金が確定給付企業年金の給付の支給に関する権利義務を承継する場合の取扱い

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号。以下「平成25年改正法」という。）附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法（平成13年法律第50号。以下「改正前法」といい、改正後の確定給付企業年金法を「法」という。）第107条第2項の規定に基づき存続厚生年金基金が確定給付企業年金の給付の支給に関する権利義務を承継する場合においては、存続厚生年金基金又は存続厚生年金基金の設立事業所になろうとする事業所の事業主は、「厚生年金基金の設立、合併及び分割等の認可申請等の手続きについて（平成8年6月27日企国発第33号・年数発第6号）」に基づいて認可の申請に必要な手続きを経ること。

(4) 確定給付企業年金法施行令（平成13年政令第424号。以下「令」という。）第23条第2項の規定に基づく額の障害給付金の支給（以下「当該障害給付の支給」という。）を行う場合の取扱い

- ① 事業主等が規約を変更して当該障害給付の支給を行おうとする場合（確定給付企業年金の実施と同時に当該障害給付の支給を行おうとする場合を含む。）にあつては、変更後の給付の設計が令第23条第2項の基準（以下、(4)において「新基準（障害）」という。）を満たすこと。また、当

該変更の申請を行う時に(1)に「令第23条第2項の基準に基づく給付現価・令第23条第3項の基準に基づく給付現価を示した書類(C13)」(以下、(4)及び(5)において「様式C13」という。)を添付すること。なお、規約を変更せずに当該障害給付の支給を行おうとする場合にあっては、当該障害給付の支給を行うこととなる日の直後の財政再計算の報告又は事業及び決算に関する報告書の提出時に様式C13を添付すること。

② 当該障害給付の支給を行っている事業主等が財政再計算を実施したときの計算基準日又は事業年度末において当該規約又は当該基金における給付の設計が新基準(障害)を満たしていない場合は、当該財政再計算の計算基準日の後一年以内(計算基準日が事業年度末の場合は一年六ヶ月以内)又は当該事業年度末の後一年六ヶ月以内に、当該規約又は当該基金における給付の設計が新基準(障害)を満たすように給付の設計の変更に係る規約変更等を行うこと。また、当該規約変更の前に規約の変更、財政再計算の報告又は事業及び決算に関する報告を行う場合は、様式C13に変更予定である旨を記載して添付すること。なお、財政再計算を実施したときの計算基準日又は事業年度末において当該規約又は当該基金における給付の設計が新基準(障害)を満たしている場合は、当該財政再計算の報告又は事業及び決算に関する報告書の提出時に様式C13を添付すること。

③ 当該障害給付の支給を行っている事業主等が規約を変更して当該障害給付の支給を行わないこととする場合には、当該規約の変更の申請を行う時に、(1)に様式C13にその旨を記載して添付すること。なお、規約の変更を行わずに当該障害給付の支給を行わないこととする場合にあっては、当該障害給付の支給を行わないこととなる日の直後の財政再計算の報告又は事業及び決算に関する報告書の提出時に様式C13にその旨を記載して添付すること。

④ 様式C13の提出に当たっては、当該障害給付の発生確率等を見込む際に用いた数値についての資料を添付すること。

(5) 令第23条第3項の規定に基づく額の遺族給付金の支給(以下「当該遺族給付の支給」という。)を行う場合の取扱い

① 事業主等が規約を変更して当該遺族給付の支給を行おうとする場合(確定給付企業年金の実施と同時に当該遺族給付の支給を行おうとする場合を含む。)にあっては、変更後の給付の設計が令第23条第3項の基準(以下、(5)において「新基準(遺族)」という。)を満たすこと。また、当

該変更の申請を行う時に(1)に様式 C13 を添付すること。なお、規約を変更せずに当該遺族給付の支給を行おうとする場合にあっては、当該遺族給付の支給を行うこととなる日の直後の財政再計算の報告又は事業及び決算に関する報告書の提出時に様式 C13 を添付すること。

- ② 当該遺族給付の支給を行っている事業主等が財政再計算を実施したときの計算基準日又は事業年度末において当該規約又は当該基金における給付の設計が新基準（遺族）を満たしていない場合は、当該財政再計算の計算基準日の後一年以内（計算基準日が事業年度末の場合は一年六ヶ月以内）又は当該事業年度末の後一年六ヶ月以内に、当該規約又は当該基金における給付の設計が新基準（遺族）を満たすように給付の設計の変更に係る規約変更等を行うこと。また、当該規約変更の前に規約の変更、財政再計算の報告又は事業及び決算に関する報告を行う場合は、様式 C13 に変更予定である旨を記載して添付すること。なお、財政再計算を実施したときの計算基準日又は事業年度末において当該規約又は当該基金における給付の設計が新基準（遺族）を満たしている場合は、当該財政再計算の報告又は事業及び決算に関する報告書の提出時に様式 C13 を添付すること。
- ③ 当該遺族給付の支給を行っている事業主等が規約を変更して当該遺族給付の支給を行わないこととする場合には、当該規約の変更の申請を行う時に、(1)に様式 C13 にその旨を記載して添付すること。なお、規約の変更を行わずに当該遺族給付の支給を行わないこととする場合にあっては、当該遺族給付の支給を行わないこととなる日の直後の財政再計算の報告又は事業及び決算に関する報告書の提出時に様式 C13 にその旨を記載して添付すること。
- ④ 様式 C13 の提出に当たっては、当該遺族給付の発生確率等を見込む際に用いた数値についての資料を添付すること。

#### 4. 報告書の提出について

事業主等は、毎事業年度終了後 4 月以内に事業及び決算に関する報告書を提出することとなっているが、当該報告書の受理にあっては、次に掲げる事項について留意すること。

- (1) 報告書の内容は、「事業報告書」（様式 C6 参照）及び「決算に関する報告書」（様式 C7 参照）であること。ただし、様式 C6-ウについては、直近に作成した給付の設計の基礎を示した書類（様式 C2）（C6-ウの報告事項が網

羅されているものに限る。)の提出に代えることができること。

- (2) 決算に関する報告書は、別紙4の「勘定科目説明」に基づいて作成された「貸借対照表」及び「損益計算書」(様式C7-ク)並びに「積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額並びに積立上限額との比較を示した書類」及び「積立金の積立てに必要となる掛金の額を示した書類」に、「年金数理に関する確認」(様式C1)が添付されたものであること。なお、一の確定給付企業年金において、リスク分担型企業年金とリスク分担型企業年金でない確定給付企業年金を実施する場合には、様式C6及び様式C7(業務経理は除く。)は、それぞれ別に作成し、その旨がわかるように提出すること。
- (3) 基金型企業年金の場合にあつては、監事意見書及び代議員会会議録の謄本又は抄本が添付されているものであること。なお、監事意見書は、別紙5の「企業年金基金監事監査規程要綱」を基準として設けられた監査規定に基づき監事が行った監査の結果を示したものとすること。
- (4) 事業年度終了後、報告書の提出までの間に、次の①から⑦までに該当した場合には、それぞれ①から⑦までに定める取扱いに従い、それぞれ①から⑦までに該当する前の状態で当該報告書が作成されていること。また、次の①から⑥中の「明記」とは、表題に、「確定給付企業年金の事業及び決算に関する報告書について(決算日 平成〇年〇月〇日)(旧〇〇〇〇(規約(基金)番号〇〇号)分)」(規約(基金)番号は提出者と異なる場合に記載)と記載することであること。
- ① 法第74条の規定に基づき規約型企業年金の統合が行われた場合  
統合後の事業主が、統合前の規約型企業年金分の報告書を、統合前の規約型企業年金分であることを表題に明記した上で提出すること。
- ② 法第75条の規定に基づき規約型企業年金の分割が行われた場合  
分割後の規約型企業年金のうち、「分割前の規約型企業年金の加入者が最も多く加入している確定給付企業年金」の事業主(複数事業主の場合は当該規約型企業年金の代表事業主)が、分割前の規約型企業年金分の報告書を、分割前の規約型企業年金分であることを表題に明記した上で提出すること。
- ③ 法第76条の規定に基づき基金の合併が行われた場合  
合併後の基金が、合併前の基金分の報告書を、代議員会で議決を得た上で(合併前の基金の代議員会で議決を得ていなかった場合に限る。)、合併前の基金分であることを報告書の表題に明記した上で提出すること。

- ④ 法第 77 条の規定に基づき基金の分割が行われた場合
- 分割後も存続する基金があれば存続基金が、分割により基金が消滅した場合は「分割により設立され、承継した権利義務（分割時の通常予測給付現価）が最も大きい基金」が、分割前の基金分の報告書を、代議員会で議決を得た上で（分割前の基金の代議員会で議決を得ていなかった場合に限る。）、分割前の基金分であることを報告書の表題に明記した上で提出すること。
- ⑤ 法第 80 条の規定に基づき規約型企業年金から企業年金基金への移行及び改正前法第 108 条に規定する規約型企業年金から存続厚生年金基金への移行により、終了の承認があったとみなされる場合
- 移行前の規約型企業年金の事業主（複数事業主の場合は当該規約型企業年金の代表事業主）が、移行前の規約型企業年金分の報告書を、移行前の規約型企業年金分であることを表題に明記した上で提出すること。
- ⑥ 法第 81 条の規定に基づき基金から規約型企業年金への移行により基金が解散の認可があったとみなされる場合
- 事業主（複数事業主の場合は当該規約型企業年金の代表事業主）が、移行前の基金分の報告書を、移行前の基金分であることを表題に明記した上で提出すること。なお、移行前の基金の代議員会で報告書の議決を得ていなかった場合は、「事業及び決算に関する報告書を議決した代議員会の会議録を添付できない理由書」（様式 D 参照）を添付すること。
- ⑦ 法第 83 条第 2 項の規定に基づき基金の解散又は同法第 83 条第 1 項に規定する規約型企業年金の終了が行われた場合
- 清算人が、当該解散基金又は終了規約型企業年金の報告書を提出すること。なお、基金の解散時に解散前の基金の代議員会で報告書の議決を得ていなかった場合は、「事業及び決算に関する報告書を議決した代議員会の会議録を添付できない理由書」（様式 D 参照）を添付すること。
- (5) (1) 及び(2)にかかわらず、閉鎖型受託保証型確定給付企業年金の事業主等が提出する事業及び決算に関する報告書の内容については、様式 E2 によるものとし、「年金数理に関する確認」（様式 C1）が添付されたものであること。
- (6) (1) 及び(2)にかかわらず、受託保証型確定給付企業年金（閉鎖型受託保証型確定給付企業年金を除く。）の事業主等が提出する事業及び決算に関する報告書の内容については、様式 E4 によるものとし、「年金数理に関する



確認」(様式 C1) が添付されたものであること。

## 5. 確定給付企業年金の終了に伴う清算業務について

清算の業務は、供託法等の関連法規によるほか次により取り扱うものであること。

### (1) 財産目録等の承認申請

規則第 100 条の規定に基づき地方厚生局長等に提出する財産目録等の承認の申請に関する書類は、次により作成されたものであること。ただし、閉鎖型受託保証型確定給付企業年金の場合は、①から③に代えて、終了日現在における積立金の額及び最低積立基準額を算出し、様式 E2 により作成されたものであること(1. 給付状況の「件数」及び「金額(円)」の欄を斜線とすること。)

#### ① 財産目録

終了日現在において、経理単位ごとに別紙 4 の「勘定科目説明」の大分類及び中分類ごとに作成すること。

#### ② 貸借対照表

終了日現在において、経理単位ごとに別紙 4 の「勘定科目説明」に基づき様式 C7-クを用いて作成すること。

#### ③ 終了時の積立金の額並びに最低積立基準額及びその算定基礎を示した書類(様式 C5 参照)

終了日現在における積立金の額及び最低積立基準額を算出し作成すること。

### (2) 決算報告書の承認

規則第 103 条の規定に基づき地方厚生局長等に提出する決算報告書の承認の申請に関する書類は、次により作成されたものであること。ただし、閉鎖型受託保証型確定給付企業年金の場合は、①及び②の作成を要しないこと。

#### ① 貸借対照表

清算の終了日(基金にあっては、基金の債務の弁済が完了していること。以下同じ。)において、経理単位ごとに別紙 4 の「勘定科目説明」の大分類、中分類及び小分類ごと(簡易な基準に基づく確定給付企業年金にあっては大分類及び中分類ごと)に作成すること。

#### ② 損益計算書

終了日の属する年度の初日から清算の終了日までの期日について、経理単位ごとの勘定科目ごとの別紙 4 の「勘定科目説明」の大分類、中分類及び小

分類ごと（簡易な基準に基づく確定給付企業年金にあつては大分類及び中分類ごと）に作成すること。

③ 残余財産処分計算書（様式 C8 参照）

規約に定める方法により分配し、分配が完了した日において作成すること。

(3) 基金から規約型企業年金へ移行した場合の取扱い

① 法第 8 1 条第 3 項の規定により解散の認可があつたものとみなされた基金は、同条第 2 項の承認後、速やかに、財産目録等の承認及び決算報告書等の承認等の基金の解散に必要な手続を経ること。

② 基金の清算が終了した時点において、なお基金の残余財産がある場合にあつては、当該残余財産を移行した確定給付企業年金の年金經理に移換すること。

6. 確定給付企業年金の業務委託法人の指定及びその運営について

確定給付企業年金の業務委託法人の指定要領を別紙 6 のとおり定めたので通知する。

7. 満期保有目的の債権を金融商品会計基準等に準拠して評価する場合の読替えについて

「確定給付企業年金制度について（平成 1 4 年 3 月 2 9 日年発第 0 3 2 9 0 0 8 号）」の別紙 3「確定給付企業年金の年金積立金の評価方法について」に基づき、有価証券等の保有区分を適用する場合の技術的な読替えは別紙 7 のとおりとする。

8. 支払終了企業年金の報告について

規約型企業年金において、全ての受給権者等に対して年金又は一時金の支給が完了し、また、加入者が存在せず、かつ新規に加入者が生じない確定給付企業年金（以下、この 8 において「支払終了企業年金」という。）であつて、法第 8 3 条第 1 項第 3 号により当該支払終了企業年金を終了しようとする場合には、支払終了企業年金になることが確認されたこと及び清算人の候補について様式 F1 により報告するよう指導すること。また、支払終了企業年金の清算が終了し、清算人が退任する場合は、規則第 1 0 2 条に基づき、様式 F2 により、清算人の死亡等による場合は、同条に基づき、様式 F3 により、遅滞なく、届け出るよう指導すること。

【以下の通知は未施行】

年企発 0901 第 1 号  
令和 3 年 9 月 1 日

地方厚生(支)局長 殿

厚生労働省年金局  
企業年金・個人年金課長  
(公 印 省 略)

「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の一部改正について

確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定に関する省令(令和 3 年厚生労働省令第 150 号)が本日公布され、令和 6 年 12 月 1 日に施行されることとされた。

これに伴い、「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」(平成 14 年 3 月 29 日年企発第 0329003 号・年運発第 0329002 号)を別添のとおり改正し、令和 6 年 12 月 1 日から適用することとしたので、貴管下の確定給付企業年金の実施事業所の事業主及び企業年金基金の指導について遺憾のないよう配慮されたい。

確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について（平成14年3月29日年企発第0329003号・年運発第0329002号）

新旧対照表

新			旧		
(別紙1) 確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準 (※) 以下「法」とは、確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）、「令」とは、確定給付企業年金法施行令（平成13年政令第424号）、「規則」とは、確定給付企業年金法施行規則（平成14年厚生労働省令第22号）、「 <u>算定省令</u> 」とは、 <u>確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定に関する省令（令和3年厚生労働省令第150号）</u> をいう。			(別紙1) 確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準 (※) 以下「法」とは、確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）、「令」とは、確定給付企業年金法施行令（平成13年政令第424号）、「規則」とは、確定給付企業年金法施行規則（平成14年厚生労働省令第22号）をいう。		
規約記載事項	規約承認（認可）事項	審査要領	規約記載事項	規約承認（認可）事項	審査要領
<規約型> 1-1～2-10 (略)	(略)	(略)	<規約型> 1-1～2-10 (略)	(略)	(略)
<規約型・基金型 共通> 3-1・3-2 (略)	(略)	(略)	<規約型・基金型 共通> 3-1・3-2 (略)	(略)	(略)
3-3 掛金の拠出 に関する事項	(1)～(5) (略)  <u>(6) 確定拠出年金法施行令第11条第2号に規定する他制度掛金相当額</u> <u>・企業型年金の事業主掛金に相当する額として算定省令で定めるところにより算定した額であること。(確定拠出年金法施行</u>	(略)  <u>・算定省令に基づいて適正に算定されていること。具体的には、年金数理人が確認</u> <u>(簡易な基準に基づく確定給付企業年金にあつては、</u> <u>当分の間は、受託機関の記名)した掛金の計算の基礎を示した書類又は財政再計</u>	3-3 掛金の拠出 に関する事項	(1)～(5) (略)  (新設)	(略)  (新設)

令第11条第2号)

算報告書が添付されていること。

(主な確認事項)

- ・標準掛金額の計算に用いた財政方式の区分に応じ、算定省令第3条第1項各号に定めるところにより算定された額（一月当たりの額に換算した額）であること。(算定省令第3条第1項)
- ・直近の標準掛金額の計算に用いた基礎率と同一の基礎率に基づいて算定された額であること。(算定省令第3条第2項)
- ・リスク分担型企業年金の場合は、規則第46条の3第1項の計算されることとなる標準掛金額（同条第2項第1号又は第3号に基づく変更を行った場合は当該変更後の額）の計算に用いた財政方式の区分に応じ、調整前の通常予測給付現価に基づいて算定された額（一月当たりの額に換算した額）であること。(算定省

令第3条第3項)

- ・簡易な基準に基づく確定給付企業年金又は算定省令第3条に基づく算定が困難であると厚生労働大臣が認める確定給付企業年金の場合は、直近の財政計算の計算基準日における当該財政計算の結果に基づく標準掛金額を当該財政計算の計算基準日における加入者の数で除した額を一月当たりの額に換算した額であること。(算定省令第4条)
- ・加入者が掛金の一部を負担している場合は、加入者が負担する掛金は零であるものとして算定された額であること。(算定省令第5条)
- ・法第64条第1項の規定による掛金の控除を行う場合は、同項の規定により控除しなければならない額は零であるものとして算定された額であること。(算定省令第6条)
- ・算定した額に500円未

<p>3-3~3-12 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p><u>満の端数があるときは、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときは、これを1,000円に切り上げたものであること。</u>  <u>(算定省令第11条)</u>  <u>・標準掛金額の計算に当たって複数の給付区分を設けている場合は、当該区分ごとに他制度掛金相当額が算定されていること。</u>  <u>・複数の給付区分に属する加入者の他制度掛金相当額は、各給付区分の他制度掛金相当額(端数処理後)を合算して算定されたものであること。</u></p>	<p>3-4~3-12 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
---------------------	------------	---	---------------------	------------	------------

<p>(別紙2) ~ (別紙7) (略)  様式A1 ~ 様式C2 (略)  様式C3-ア・イ (略)</p>	<p>(別紙2) ~ (別紙7) (略)  様式A1 ~ 様式C2 (略)  様式C3-ア・イ (略)</p>
---	---

様式C3-ウ 掛金計算基礎（掛金の計算の基礎を示した書類）

1. 基礎率等

	区分A	区分B
財政方式(※)		
予定利率(%) (※)		
基準死亡率に乗じた率		
加入者(※)		
受給者及び待期者(※)		
障害給付金受給者		
計算上の平均脱退率(%) (※)		
最終年齢(歳) (※)		
昇給指数		
(ア) 平均上昇率(%)		
(イ) ペア率(%)		
計算上の新規加入者		
(ア) 加入者数(人)		
(イ) 加入年齢(歳)		
(ウ) 給与額(円)		
(エ) 平均加入期間(年)		
計算基準日における加入者		
(ア) 加入者数(人) (※)		
(イ) 平均年齢(歳) (※)		
(ウ) 平均給与額(円)		
積立金の額の評価方法		
(ア) 積立金の額の評価方法(※)		
(イ) 平滑化期間(年)		
[備考]		

(注) 1. 財政計算に用いた計算基礎以外は記載する必要はない((※)は必須)ものとし、その他用いた計算基礎がある場合は適宜追加して記入すること。

2. 予定利率は、規則第43条第2項第1号の規定により、積立金の運用収益の長期の予測に基づき合理的に定められることから、[備考]欄に積立金の運用収益の長期の予測を記載すること。

様式C3-ウ 掛金計算基礎（掛金の計算の基礎を示した書類）

1. 基礎率等

	区分A	区分B
財政方式(※)		
予定利率(%) (※)		
基準死亡率に乗じた率		
加入者(※)		
受給者及び待期者(※)		
障害給付金受給者		
計算上の平均脱退率(%) (※)		
最終年齢(歳) (※)		
昇給指数		
(ア) 平均上昇率(%)		
(イ) ペア率(%)		
計算上の新規加入者		
(ア) 加入者数(人)		
(イ) 加入年齢(歳)		
(ウ) 給与額(円)		
(エ) 平均加入期間(年)		
計算基準日における加入者		
(ア) 加入者数(人) (※)		
(イ) 平均年齢(歳) (※)		
(ウ) 平均給与額(円)		
積立金の額の評価方法		
(ア) 積立金の額の評価方法(※)		
(イ) 平滑化期間(年)		
[備考]		

(注) 1. 財政計算に用いた計算基礎以外は記載する必要はない((※)は必須)ものとし、その他用いた計算基礎がある場合は適宜追加して記入すること。

2. [備考]欄に規則第43条第2項第1号の積立金の運用収益の長期の予測を記載すること。



2. 掛金率算定表

		区分A	区分B
給 付 現 価	合 計 (②+⑨+⑩)	①	
	通常予測給付現価(③~⑧)	②	
	将来加入者	③	
	現在加入者(将来分)	④	
	現在加入者(過去分)	⑤	
	年金受給者	⑥	
	待 期 者	⑦	
	その他の受給者	⑧	
	財政悪化リスク相当額	⑨	
	次回の財政再計算時の積立不足の見込額	合計(a)~(c) 利 差 損 (a) 脱 退 差 損 (b) 昇 給 差 損 (c)	⑩
給 与 現 価	計(⑫、⑬)	⑪	
	現在加入者	⑫	
	将来加入者	⑬	
標準掛金率(数理上)		⑭	
標準掛金率(規約上)		⑮	
標準掛金収入現価(⑪×⑮)		⑯	
数理債務(②+⑩-⑯)		⑰	
数 理 上 資 産 額		⑱	
	うち、別途積立金として留保する額	⑲	
	うち、承継事業所償却積立金として留保する額	⑳	
未償却過去勤務債務残高(⑰-⑩-⑱+⑲+⑳)		㉑	
特別掛金収入現価		㉒	
リスク対応掛金収入現価		㉓	
追加拠出可能額現価 (①-⑩-⑯-⑲-⑳-㉑+⑲+㉒、 ただし負債となる場合は零、財政悪化リスク相当額を上回る場合は財政悪化リスク相当額)		㉔	
特別掛金(㉔に係る分、規約上) (予定償却期間 年 月)		㉕	
リスク対応掛金(規約上) (予定拠出期間 年 月)		㉖	
特例掛金(⑩に係る分、規約上) (予定償却期間 年 月)		㉗	
【備考】			

- (注) 1. ⑮は、原則として⑭の標準掛金率を四捨五入により端数処理したものとす。  
 2. 数理上資産額は、純資産額(流動資産及び固定資産の合計額から流動負債及び支払備金の合計額を控除した額)に資産評価調整加算額を加え、資産評価調整控除額を控除した額とする。  
 3. 特例掛金の予定償却期間は、次回財政再計算までの期間であることとする。  
 4. リスク分担型企業年金においては、「標準掛金」、「特別掛金」及び「リスク対応掛金」の欄には、掛金のうち規則第46条の3第1項に基づき計算した額を記載し、数理債務及び未償却過去勤務債務残高は記載しないこと。  
 5. 他制度掛金相当額について、「備考」欄に他制度掛金相当額の算定に用いた通常予測給付現価(リスク分担型企業年金においては、調整前給付現価相当額)及び人数現価(算定省令第4条の方法による場合は標準掛金の総額及び加入者数等の基礎数値)並びに算定した額を記載すること。

2. 掛金率算定表

		区分A	区分B
給 付 現 価	合 計 (②+⑨+⑩)	①	
	通常予測給付現価(③~⑧)	②	
	将来加入者	③	
	現在加入者(将来分)	④	
	現在加入者(過去分)	⑤	
	年金受給者	⑥	
	待 期 者	⑦	
	その他の受給者	⑧	
	財政悪化リスク相当額	⑨	
	次回の財政再計算時の積立不足の見込額	合計(a)~(c) 利 差 損 (a) 脱 退 差 損 (b) 昇 給 差 損 (c)	⑩
給 与 現 価	計(⑫、⑬)	⑪	
	現在加入者	⑫	
	将来加入者	⑬	
標準掛金率(数理上)		⑭	
標準掛金率(規約上)		⑮	
標準掛金収入現価(⑪×⑮)		⑯	
数理債務(②+⑩-⑯)		⑰	
数 理 上 資 産 額		⑱	
	うち、別途積立金として留保する額	⑲	
	うち、承継事業所償却積立金として留保する額	⑳	
未償却過去勤務債務残高(⑰-⑩-⑱+⑲+⑳)		㉑	
特別掛金収入現価		㉒	
リスク対応掛金収入現価		㉓	
追加拠出可能額現価 (①-⑩-⑯-⑲-⑳-㉑+⑲+㉒、 ただし負債となる場合は零、財政悪化リスク相当額を上回る場合は財政悪化リスク相当額)		㉔	
特別掛金(㉔に係る分、規約上) (予定償却期間 年 月)		㉕	
リスク対応掛金(規約上) (予定拠出期間 年 月)		㉖	
特例掛金(⑩に係る分、規約上) (予定償却期間 年 月)		㉗	
【備考】			

- (注) 1. ⑮は、原則として⑭の標準掛金率を四捨五入により端数処理したものとす。  
 2. 数理上資産額は、純資産額(流動資産及び固定資産の合計額から流動負債及び支払備金の合計額を控除した額)に資産評価調整加算額を加え、資産評価調整控除額を控除した額とする。  
 3. 特例掛金の予定償却期間は、次回財政再計算までの期間であることとする。  
 4. リスク分担型企業年金においては、「標準掛金」、「特別掛金」及び「リスク対応掛金」の欄には、掛金のうち規則第46条の3第1項に基づき計算した額を記載し、数理債務及び未償却過去勤務債務残高は記載しないこと。

3. 財政悪化リスク相当額算定表 (略)

様式C3-エ (略)

様式C3-オ 掛金計算基礎 (掛金の計算の基礎を示した書類 (簡易な基準に基づく確定給付企業年金))

1. 基礎率等

財政方式 <sup>(※)</sup>	
予定利率 (%) <sup>(※)</sup>	
計算基準日における加入者	
(ア) 加入者数 (人) <sup>(※)</sup>	
(イ) 平均年齢 (歳) <sup>(※)</sup>	
積立金の額の評価方法	
(ア) 積立金の額の評価方法 <sup>(※)</sup>	
(イ) 平滑化期間 (年)	
[備考]	

(注) 1. 財政計算に用いた計算基礎以外は記載する必要はない ((※)は必須) ものとし、その他用いた計算基礎がある場合は適宜追加して記入すること。  
2. [備考]欄に予定利率の設定の根拠を記載すること。

2. 掛金率算定表

給付現価 <sup>①</sup>	
標準掛金収入現価 <sup>②</sup>	
数理債務 (① - ②) <sup>③</sup>	
数理上資産額 <sup>④</sup>	
うち、別途積立金として留保する額 <sup>⑤</sup>	
うち、承継事業所償却積立金として留保する額 <sup>⑥</sup>	
未償却過去勤務債務残高 (③ - ④ + ⑤ + ⑥) <sup>⑦</sup>	
特別掛金 (規約上) (予定償却期間 年 月) <sup>⑧</sup>	
[備考]	

(注) 1. 数理上資産額は、純資産額 (流動資産及び固定資産の合計額から流動負債及び支払備金の合計額を控除した額) に資産評価調整加算額を加え、資産評価調整控除額を控除した額とする。  
2. 他制度掛金相当額について、[備考]欄に他制度掛金相当額の算定に用いた標準掛金の総額及び加入者数等の基礎数値並びに算定された額を記載すること。

3. 財政悪化リスク相当額算定表 (略)

様式C3-エ (略)

様式C3-オ 掛金計算基礎 (掛金の計算の基礎を示した書類 (簡易な基準に基づく確定給付企業年金))

1. 基礎率等

財政方式 <sup>(※)</sup>	
予定利率 (%) <sup>(※)</sup>	
計算基準日における加入者	
(ア) 加入者数 (人) <sup>(※)</sup>	
(イ) 平均年齢 (歳) <sup>(※)</sup>	
積立金の額の評価方法	
(ア) 積立金の額の評価方法 <sup>(※)</sup>	
(イ) 平滑化期間 (年)	
[備考]	

(注) 1. 財政計算に用いた計算基礎以外は記載する必要はない ((※)は必須) ものとし、その他用いた計算基礎がある場合は適宜追加して記入すること。  
2. [備考]欄に予定利率の設定の根拠を記載すること。

2. 掛金率算定表

給付現価 <sup>①</sup>	
標準掛金収入現価 <sup>②</sup>	
数理債務 (① - ②) <sup>③</sup>	
数理上資産額 <sup>④</sup>	
うち、別途積立金として留保する額 <sup>⑤</sup>	
うち、承継事業所償却積立金として留保する額 <sup>⑥</sup>	
未償却過去勤務債務残高 (③ - ④ + ⑤ + ⑥) <sup>⑦</sup>	
特別掛金 (規約上) (予定償却期間 年 月) <sup>⑧</sup>	
[備考]	

(注) 数理上資産額は、純資産額 (流動資産及び固定資産の合計額から流動負債及び支払備金の合計額を控除した額) に資産評価調整加算額を加え、資産評価調整控除額を控除した額とする。

様式C4-ア・イ (略)

様式C4-ウ 掛金計算基礎 (財政再計算報告書)

1. 基礎率等

	区分A	区分B
財政方式(※)		
予定利率(%) (※)	( )	( )
基準死亡率に乗じた率		
加入者(※)	( )	( )
受給者及び待期者(※)	( )	( )
障害給付金受給者	( )	( )
計算上の平均脱退率(%) (※)	( )	( )
最終年齢(歳) (※)	( )	( )
昇給指数		
(ア) 平均上昇率(%)	( )	( )
(イ) ペア率(%)	( )	( )
計算上の新規加入者		
(ア) 加入者数(人)	( )	( )
(イ) 加入年齢(歳)	( )	( )
(ウ) 給与額(円)	( )	( )
(エ) 平均加入期間(年)	( )	( )
計算基準日における加入者		
(ア) 加入者数(人) (※)	( )	( )
(イ) 平均年齢(歳) (※)	( )	( )
(ウ) 平均給与額(円)	( )	( )
積立金の額の評価方法		
(ア) 積立金の額の評価方法(※)		
(イ) 平滑化期間(年)		
[備考]		

(注) 1. 財政計算に用いた計算基礎以外に記載する必要はない ((※)は必須) ものとし、その他用いた計算基礎がある場合は適宜追加して記入すること。  
 2. 予定利率は、規則第43条第2項第1号の規定により、積立金の運用収益の長期の予測に基づき合理的に定められることから、[備考]欄に積立金の運用収益の長期の予測を記載すること。

様式C4-ア・イ (略)

様式C4-ウ 掛金計算基礎 (財政再計算報告書)

1. 基礎率等

	区分A	区分B
財政方式(※)		
予定利率(%) (※)	( )	( )
基準死亡率に乗じた率		
加入者(※)	( )	( )
受給者及び待期者(※)	( )	( )
障害給付金受給者	( )	( )
計算上の平均脱退率(%) (※)	( )	( )
最終年齢(歳) (※)	( )	( )
昇給指数		
(ア) 平均上昇率(%)	( )	( )
(イ) ペア率(%)	( )	( )
計算上の新規加入者		
(ア) 加入者数(人)	( )	( )
(イ) 加入年齢(歳)	( )	( )
(ウ) 給与額(円)	( )	( )
(エ) 平均加入期間(年)	( )	( )
計算基準日における加入者		
(ア) 加入者数(人) (※)	( )	( )
(イ) 平均年齢(歳) (※)	( )	( )
(ウ) 平均給与額(円)	( )	( )
積立金の額の評価方法		
(ア) 積立金の額の評価方法(※)		
(イ) 平滑化期間(年)		
[備考]		

(注) 1. 財政計算に用いた計算基礎以外に記載する必要はない ((※)は必須) ものとし、その他用いた計算基礎がある場合は適宜追加して記入すること。  
 2. [備考]欄に規則第43条第2項第1号の積立金の運用収益の長期の予測を記載すること。

2. 掛金率算定表

		区分A	区分B
給 付 現 価	合 計 (②+⑨+⑩)	①	
	通常予測給付現価(③~⑧)	②	
	将来加入者	③	
	現在加入者(将来分)	④	
	現在加入者(過去分)	⑤	
	年金受給者	⑥	
	待 期 者	⑦	
	その他の受給者	⑧	
	財政悪化リスク相当額	⑨	
	次回の財政再計算時の積立不足の見込額	合計(a)~(c) 利 差 損 (a) 脱 退 差 損 (b) 昇 給 差 損 (c)	⑩
給 与 現 価	計(⑫、⑬)	⑪	
	現在加入者	⑫	
	将来加入者	⑬	
	標準掛金率(数理上)	⑭	
	標準掛金率(規約上)	⑮	
	標準掛金収入現価(⑪×⑮)	⑯	
	数 理 債 務 (②+⑩-⑯)	⑰	
数 理 上 資 産 額	うち、別途積立金として留保する額	⑱	
	うち、承継事業所償却積立金として留保する額	⑳	
	未償却過去勤務債務残高(⑰-⑱-⑳+㉑)	㉑	
	特 別 掛 金 収 入 現 価	㉒	
	リ ス ク 対 応 掛 金 収 入 現 価	㉓	
	追 加 拠 出 可 能 額 現 価 (①-⑩-⑯-㉒-㉓-⑳+㉑+㉒、 ただし負値となる場合は零、財政悪化リスク相当額を上回る場合は財政悪化リスク相当額)	㉔	
	特 別 掛 金 (㉑に係る分、規約上) (予定償却期間 年 月)	㉕	
	リ ス ク 対 応 掛 金 (規 約 上) (予定拠出期間 年 月)	㉖	
	特 例 掛 金 (⑩に係る分、規約上) (予定償却期間 年 月)	㉗	
【備考】			

- (注) 1. ⑬は、原則として⑫の標準掛金率を四捨五入により端数処理したものとする。  
 2. 数理上資産額は、純資産額(流動資産及び固定資産の合計額から流動負債及び支払備金の合計額を控除した額)に資産評価調整加算額を加え、資産評価調整控除額を控除した額とする。  
 3. 特別掛金の予定償却期間は、次回財政再計算までの期間であることとする。  
 4. リスク分担型企業年金においては、「標準掛金」、「特別掛金」及び「リスク対応掛金」の欄には、掛金のうち規則第46条の3第1項に基づき計算した額を記載し、数理債務及び未償却過去勤務債務残高は記載しないこと。  
 5. リスク分担型企業年金においては、【備考】欄に今後の調整率を記載すること。  
 6. 他制度掛金相当額について、【備考】欄に他制度掛金相当額の算定に用いた通常予測給付現価(リスク分担型企業年金においては、調整前給付現価相当額)及び人数現価(算定省令第4条の方法による場合は標準掛金の総額及び加入者数等の基礎数値)並びに算定した額を記載すること。

2. 掛金率算定表

		区分A	区分B
給 付 現 価	合 計 (②+⑨+⑩)	①	
	通常予測給付現価(③~⑧)	②	
	将来加入者	③	
	現在加入者(将来分)	④	
	現在加入者(過去分)	⑤	
	年金受給者	⑥	
	待 期 者	⑦	
	その他の受給者	⑧	
	財政悪化リスク相当額	⑨	
	次回の財政再計算時の積立不足の見込額	合計(a)~(c) 利 差 損 (a) 脱 退 差 損 (b) 昇 給 差 損 (c)	⑩
給 与 現 価	計(⑫、⑬)	⑪	
	現在加入者	⑫	
	将来加入者	⑬	
	標準掛金率(数理上)	⑭	
	標準掛金率(規約上)	⑮	
	標準掛金収入現価(⑪×⑮)	⑯	
	数 理 債 務 (②+⑩-⑯)	⑰	
数 理 上 資 産 額	うち、別途積立金として留保する額	⑱	
	うち、承継事業所償却積立金として留保する額	⑳	
	未償却過去勤務債務残高(⑰-⑱-⑳+㉑)	㉑	
	特 別 掛 金 収 入 現 価	㉒	
	リ ス ク 対 応 掛 金 収 入 現 価	㉓	
	追 加 拠 出 可 能 額 現 価 (①-⑩-⑯-㉒-㉓-⑳+㉑+㉒、 ただし負値となる場合は零、財政悪化リスク相当額を上回る場合は財政悪化リスク相当額)	㉔	
	特 別 掛 金 (㉑に係る分、規約上) (予定償却期間 年 月)	㉕	
	リ ス ク 対 応 掛 金 (規 約 上) (予定拠出期間 年 月)	㉖	
	特 例 掛 金 (⑩に係る分、規約上) (予定償却期間 年 月)	㉗	
【備考】			

- (注) 1. ⑬は、原則として⑫の標準掛金率を四捨五入により端数処理したものとする。  
 2. 数理上資産額は、純資産額(流動資産及び固定資産の合計額から流動負債及び支払備金の合計額を控除した額)に資産評価調整加算額を加え、資産評価調整控除額を控除した額とする。  
 3. 特別掛金の予定償却期間は、次回財政再計算までの期間であることとする。  
 4. リスク分担型企業年金においては、「標準掛金」、「特別掛金」及び「リスク対応掛金」の欄には、掛金のうち規則第46条の3第1項に基づき計算した額を記載し、数理債務及び未償却過去勤務債務残高は記載しないこと。  
 5. リスク分担型企業年金においては、【備考】欄に今後の調整率を記載すること。

3. 財政悪化リスク相当額算定表 (略)

様式C4-ウ'・エ (略)

様式C4-オ 掛金計算基礎 (財政再計算報告書 (簡易な基準に基づく確定給付企業年金))

1. 基礎率等

財政方式 <sup>(※)</sup>	
予定利率 (%) <sup>(※)</sup>	( )
計算基準日における加入者	
(ア) 加入者数 (人) <sup>(※)</sup>	( )
(イ) 平均年齢 (歳) <sup>(※)</sup>	( )
積立金の額の評価方法	
(ア) 積立金の額の評価方法 <sup>(※)</sup>	
(イ) 平滑化期間 (年)	
【備考】	

(注) 1. 財政計算に用いた計算基礎以外は記載する必要はない ((※)は必須) ものとし、その他用いた計算基礎がある場合は適宜追加して記入すること。

2. 【備考】欄に予定利率の設定の根拠を記載すること。

2. 掛金率算定表

給付現価①	
標準掛金収入現価②	
数理債務 (① - ②) ③	
数理上資産額④	
うち、別途積立金として留保する額⑤	
うち、承継事業所償却積立金として留保する額⑥	
未償却過去勤務債務残高(③-④+⑤+⑥)⑦	
特別掛金 (規約上) (予定償却期間 年 月) ⑧	
【備考】	

(注) 1. 数理上資産額は、純資産額 (流動資産及び固定資産の合計額から流動負債及び支払備金の合計額を控除した額) に資産評価調整加算額を加え、資産評価調整控除額を控除した額とする。

2. 他制度掛金相当額について、「備考」欄に他制度掛金相当額の算定に用いた標準掛金の総額及び加入者数等の基礎数値並びに算定された額を記載すること。

3. 財政悪化リスク相当額算定表 (略)

様式C4-ウ'・エ (略)

様式C4-オ 掛金計算基礎 (財政再計算報告書 (簡易な基準に基づく確定給付企業年金))

1. 基礎率等

財政方式 <sup>(※)</sup>	
予定利率 (%) <sup>(※)</sup>	( )
計算基準日における加入者	
(ア) 加入者数 (人) <sup>(※)</sup>	( )
(イ) 平均年齢 (歳) <sup>(※)</sup>	( )
積立金の額の評価方法	
(ア) 積立金の額の評価方法 <sup>(※)</sup>	
(イ) 平滑化期間 (年)	
【備考】	

(注) 1. 財政計算に用いた計算基礎以外は記載する必要はない ((※)は必須) ものとし、その他用いた計算基礎がある場合は適宜追加して記入すること。

2. 【備考】欄に予定利率の設定の根拠を記載すること。

2. 掛金率算定表

給付現価①	
標準掛金収入現価②	
数理債務 (① - ②) ③	
数理上資産額④	
うち、別途積立金として留保する額⑤	
うち、承継事業所償却積立金として留保する額⑥	
未償却過去勤務債務残高(③-④+⑤+⑥)⑦	
特別掛金 (規約上) (予定償却期間 年 月) ⑧	
【備考】	

(注) 数理上資産額は、純資産額 (流動資産及び固定資産の合計額から流動負債及び支払備金の合計額を控除した額) に資産評価調整加算額を加え、資産評価調整控除額を控除した額とする。

様式C 4 -カ～F 3 (略)

様式C 4 -カ～F 3 (略)

年企発0121第3号  
令和4年1月21日

地方厚生(支)局長 殿

厚生労働省年金局  
企業年金・個人年金課長  
(公 印 省 略)

「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の一部改正について

確定拠出年金法施行規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第13号）が本日公布され、令和6年12月1日より施行することとされた。

これに伴い、「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」（平成14年3月29日年企発第0329003号・年運発第0329002号）（以下「承認認可通知」という。）を別添のとおり改正し、令和6年12月1日から適用することとしたので、貴管下の確定給付企業年金の実施事業所の事業主及び企業年金基金の指導について遺憾のないよう配慮されたい。

なお、令和6年12月1日以降の日を規約の適用日とする規約の変更の申請等に添付する承認認可通知の様式については、本通知による改正後の承認認可通知の様式を用いることとするので留意されたい。

## 確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について（平成 14 年 3 月 29 日年企発第 0329003 号・年運発第 0329002 号）

## 新旧対照表

下線部分が改正箇所

新	旧
<p>確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について (略)</p> <p>1. ・ 2. (略)</p> <p>3. 規約の承認又は基金の設立認可等の申請に関する事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 標準処理期間 前記(1)の承認又は認可の申請等についての標準処理期間は2ヶ月とすることから、当該申請にあたっては、規約の適用日のおおむね2ヶ月前までに行うものであること。<u>ただし、確定拠出年金法施行規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第13号。以下「税改省令」という。）附則第2条第1項第3号イ又は第4号イに掲げる場合に該当する規約変更の届出にあたっては、規約の適用日のおおむね2ヶ月前までに行うものであること。</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 税改省令附則第2条第1項第3号イ又は第4号イに掲げる場合に該当する規約の承認又は基金の設立認可の申請等を行う場合の取扱い</u></p> <p>① <u>事業主等が税改省令附則第2条第1項第3号イ又は第4号イに掲げる場合に該当する規約の承認又は基金の設立認可の申請等を行う場合は、税改省令附則第2条第1項第3号イ又は第4号イに掲げる場合に該当する実施事業所の事業主が作成した確定拠出年金法（平成13年法律第88号）第2条第2項に規定する企業型年金（以下「企業型年金」という。）の実施状況及び確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令（令和3年政令第244号。②において「令和3年</u></p>	<p>確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について (略)</p> <p>1. ・ 2. (略)</p> <p>3. 規約の承認又は基金の設立認可等の申請に関する事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 標準処理期間 前記(1)の承認又は認可の申請等についての標準処理期間は2ヶ月とすることから、当該申請にあたっては、規約の適用日のおおむね2ヶ月前までに行うものであること。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(新設)</p>



経過措置改正政令」という。) 附則第 2 項の経過措置の適用状況がわかる書類を添付すること。

② 事業主等が税改省令附則第 2 条第 1 項第 3 号イ又は第 4 号イに掲げる場合に該当する規約の承認又は基金の設立認可の申請等を行う場合にあっては、税改省令附則第 2 条第 1 項第 3 号イ又は第 4 号イに掲げる場合に該当する実施事業所を対象として実施事業所ごとに、次に掲げる事項（(ア)及び(カ)に掲げる事項にあっては、当該実施事業所において企業型年金加入者である加入者がいる場合に限る。）を併せて届け出ること。

(ア) 規約（基金）番号

(イ) 実施事業主名称

(ウ) 確定給付企業年金の実施事業所名称

(エ) 給付区分

(オ) 企業型年金規約番号

(カ) 令和 3 年経過措置改正政令附則第 2 項の経過措置の適用状況

4. ～ 8. (略)

(別紙 1) ～ (別紙 7) (略)

様式 A 1 ～ 様式 C 3 (略)

様式 C 4 - ア (略)

4. ～ 8. (略)

(別紙 1) ～ (別紙 7) (略)

様式 A 1 ～ 様式 C 3 (略)

様式 C 4 - ア (略)

様式C4-イ 総括表（財政再計算報告書）

給付区分		区分A	区分B
数 理 上 掛 金	標準掛金	( )	( )
	特別掛金	( )	( )
	予定償却完了日	( )	( )
	リスク対応掛金	( )	( )
	予定拠出完了日	( )	( )
	特例掛金	( )	( )
	予定償却完了日	( )	( )
規 約 上 掛 金	標準掛金	( )	( )
	うち加入者負担分	( )	( )
	特別掛金	( )	( )
	うち加入者負担分	( )	( )
	リスク対応掛金	( )	( )
	うち加入者負担分	( )	( )
	特例掛金	( )	( )
うち加入者負担分	( )	( )	
数 理 債 務	( )	( )	
特別掛金収入現価	( )	( )	
リスク対応掛金収入現価	( )	( )	
特例掛金収入現価			
数 理 上 資 産 額			
[備考]			

- (注1) 複数の給付設計を行う場合又は加入者を複数のグループに分ける場合は、その区分毎に計算することとし、給付区分として適宜名称を付け、区分して記載すること。（様式C4-ウ、エ、オにおいて同じ。）
- (注2) 「特例掛金」は、規則第47条の規定に基づく次の財政再計算までに発生する積立不足の予想額の償却のための掛金である。特例掛金の予定償却期間は、次回財政再計算までの期間を記載すること。
- (注3) 中小企業退職金共済法第17条第1項又は第31条の4第1項の規定により独立行政法人勤労者退職金共済機構から解約手当金相当額の引渡し又は移換を受けたときは、中小企業退職金共済法施行規則第31条第1号ロ又は第69条の17第1号イの要件を満たすことが確認できるよう、引渡し又は移換を受ける解約手当金相当額及び引渡し又は移換に伴い増加する通常予測給付現価を備考欄に記載すること。
- (注4) 法第82条の2第4項の「使用される加入者の全てが移換加入者以外の加入者である実施事業所の事業主の掛金が増加しない場合」として規則第96条の5第2号の場合を適用する場合には、積立金の一部を移換することに伴い減少する数理債務等の額及び減少する積立金の額を備考欄に記載すること。
- (注5) 「リスク対応掛金」の予定拠出完了日は、「特別掛金」の予定償却完了日より後の日付とすること。
- (注6) リスク分担型企業年金においては、「標準掛金」、「特別掛金」及び「リスク対応掛金」の欄には、掛金のうち規則第46条の3第1項に基づき計算した額を記載し、数理債務は記載しないこと。
- (注7) 特別掛金及びリスク対応掛金は、掛金の拠出方法の概要を備考に記載し、リスク分担型企業年金の場合は、予定償却完了日又は予定拠出完了日までの各期の掛金を記載すること。
- (注8) リスク分担型企業年金においては、[備考]欄に今後の調整率を記載すること。
- (注9) 法第4条第5号に掲げる事項を変更する場合は、給付設計のみの変更による財政再計算の要否及び当該判断の根拠を記載すること。

様式C4-イ 総括表（財政再計算報告書）

給付区分		区分A	区分B
数 理 上 掛 金	標準掛金	( )	( )
	特別掛金	( )	( )
	予定償却完了日	( )	( )
	リスク対応掛金	( )	( )
	予定拠出完了日	( )	( )
	特例掛金	( )	( )
	予定償却完了日	( )	( )
規 約 上 掛 金	標準掛金	( )	( )
	うち加入者負担分	( )	( )
	特別掛金	( )	( )
	うち加入者負担分	( )	( )
	リスク対応掛金	( )	( )
	うち加入者負担分	( )	( )
	特例掛金	( )	( )
うち加入者負担分	( )	( )	
数 理 債 務	( )	( )	
特別掛金収入現価	( )	( )	
リスク対応掛金収入現価	( )	( )	
特例掛金収入現価			
数 理 上 資 産 額			
[備考]			

- (注1) 複数の給付設計を行う場合又は加入者を複数のグループに分ける場合は、その区分毎に計算することとし、給付区分として適宜名称を付け、区分して記載すること。（様式C4-ウ、エ、オにおいて同じ。）
- (注2) 「特例掛金」は、規則第47条の規定に基づく次の財政再計算までに発生する積立不足の予想額の償却のための掛金である。特例掛金の予定償却期間は、次回財政再計算までの期間を記載すること。
- (注3) 中小企業退職金共済法第17条第1項又は第31条の4第1項の規定により独立行政法人勤労者退職金共済機構から解約手当金相当額の引渡し又は移換を受けたときは、中小企業退職金共済法施行規則第31条第1号ロ又は第69条の17第1号イの要件を満たすことが確認できるよう、引渡し又は移換を受ける解約手当金相当額及び引渡し又は移換に伴い増加する通常予測給付現価を備考欄に記載すること。
- (注4) 法第82条の2第4項の「使用される加入者の全てが移換加入者以外の加入者である実施事業所の事業主の掛金が増加しない場合」として規則第96条の5第2号の場合を適用する場合には、積立金の一部を移換することに伴い減少する数理債務等の額及び減少する積立金の額を備考欄に記載すること。
- (注5) 「リスク対応掛金」の予定拠出完了日は、「特別掛金」の予定償却完了日より後の日付とすること。
- (注6) リスク分担型企業年金においては、「標準掛金」、「特別掛金」及び「リスク対応掛金」の欄には、掛金のうち規則第46条の3第1項に基づき計算した額を記載し、数理債務は記載しないこと。
- (注7) 特別掛金及びリスク対応掛金は、掛金の拠出方法の概要を備考に記載し、リスク分担型企業年金の場合は、予定償却完了日又は予定拠出完了日までの各期の掛金を記載すること。
- (注8) リスク分担型企業年金においては、[備考]欄に今後の調整率を記載すること。

様式C4-ウ (略)

様式C4-エ 総括表 (財政再計算報告書 (簡易な基準に基づく確定給付企業年金))

区分		
数 理 上 掛 金	標準掛金	( )
	特別掛金	( )
	予定償却完了日	( )
規 約 上 掛 金	標準掛金	( )
	うち加入者負担分	( )
	特別掛金	( )
	うち加入者負担分	( )
数 理 債 務		( )
特別掛金収入現価		( )
数 理 上 資 産 額		
[備考]		

(注1) 中小企業退職金共済法第17条第1項又は第31条の4第1項の規定により独立行政法人勤労者退職金共済機構から解約手当金相当額の引渡し又は移換を受けたときは、中小企業退職金共済法施行規則第31条第1号ロ又は第69条の17第1号イの要件を満たすことが確認できるよう、引渡し又は移換を受ける解約手当金相当額及び引渡し又は移換に伴い増加する通常予測給付現価を備考欄に記載すること。

(注2) 法第4条第5号に掲げる事項を変更する場合は、給付設計のみの変更による財政再計算の要否及び当該判断の根拠を記載すること。

様式C4-オ～F3 (略)

様式C4-ウ (略)

様式C4-エ 総括表 (財政再計算報告書 (簡易な基準に基づく確定給付企業年金))

区分		
数 理 上 掛 金	標準掛金	( )
	特別掛金	( )
	予定償却完了日	( )
規 約 上 掛 金	標準掛金	( )
	うち加入者負担分	( )
	特別掛金	( )
	うち加入者負担分	( )
数 理 債 務		( )
特別掛金収入現価		( )
数 理 上 資 産 額		
[備考]		

(注) 中小企業退職金共済法第17条第1項又は第31条の4第1項の規定により独立行政法人勤労者退職金共済機構から解約手当金相当額の引渡し又は移換を受けたときは、中小企業退職金共済法施行規則第31条第1号ロ又は第69条の17第1号イの要件を満たすことが確認できるよう、引渡し又は移換を受ける解約手当金相当額及び引渡し又は移換に伴い増加する通常予測給付現価を備考欄に記載すること。

様式C4-オ～F3 (略)